

主な改正点は次のとおりです。

1 措置法第 44 条の 2（集積区域における集積産業用資産の特別償却）関係

平成 19 年度の税制改正により、青色申告法人が、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（以下「地域産業活性化法」といいます。）に規定する同意基本計画に定められた集積区域内で、集積産業用資産の取得又は製作若しくは建設をして、指定集積事業の用に供した場合において、その集積産業用資産が一定の要件を満たすものであるときは、取得価額の 15%（建物等については、8%）の特別償却ができる制度が創設されました。

なお、適用対象となる集積産業用資産の一定の要件は、次のとおりです。

- ・ 機械及び装置にあつては、1 台又は 1 基の取得価額が 1 千万円以上であり、かつ、その機械及び装置が定められた地域産業活性化法に規定する承認企業立地計画に記載された施設又は設備のうちの機械及び装置の取得価額の合計額が 3 億円以上であること
- ・ 建物及びその附属設備にあつては、一の建物及びその附属設備の取得価額の合計額が 5 億円以上であること

圧縮記帳をした集積産業用資産の取得価額（措通 44 の 2 - 1 新設）

本通達においては、集積産業用資産の取得価額の合計額が上記の一定の要件を満たすかどうかを判定する場合において、その集積産業用資産が圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいて判定することを明らかにしています。

2 措置法第 46 条の 3（事業所内託児施設等の割増償却）関係

平成 19 年度の税制改正により、青色申告法人で、次世代育成支援対策推進法の規定に基づき一般事業主行動計画を厚生労働大臣に届け出ているものが、その一般事業主行動計画に従って託児施設の取得又は建設をし、かつ、その託児施設が一定の基準を満たす事業所内託児施設に該当するものとして証明がされた場合には、その託児施設及びこれと同時に取得又は製作をした遊戯具その他の一定の器具及び備品（事業所内託児施設等）については、5 年間、普通償却限度額の 20%（中小事業主については、30%）の割増償却ができるという制度が創設されました。

遊戯具その他の器具及び備品の同時取得等の意義(措通 46 の 3 - 1 新設)

本通達においては、託児施設と同時に取得又は製作をすることを条件として事業所内託児施設等に該当することとされている遊戯具その他の器具及び備品には、その託児施設の設置に当たり、当初から取得又は製作することが予定されていたもので、その託児施設の取得等の前後相当期間内に取得又は製作をするものが含まれることを明らかにしています。

3 措置法第 61 条の 3 (農用地等を取得した場合の課税の特例) 関係

平成 19 年度の税制改正により、青色申告法人である認定農業生産法人等が一定の交付金等の交付を受けた場合において、農業経営基盤強化促進法に規定する認定計画等の定めるところに従って行う農業経営基盤強化に要する費用に充てるため、一定の金額を農業経営基盤強化準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は損金の額に算入することができる制度が創設されました(措置法第 61 条の 2)。

また、この制度と併せて、農業経営基盤強化準備金を積み立てている法人が、認定計画等の定めるところにより農用地又は特定農業用機械等の取得等をし、農業の用に供した場合には、その農用地等について、準備金の取崩益など一定の金額の範囲内で圧縮記帳ができる制度が創設されました。

なお、農用地の取得から、贈与、交換、出資等によるものが除かれています。

贈与による取得があったものとされる場合の適用除外(措通 61 の 3 - 1 新設)

本通達においては、法人が農用地を著しく低い価額又は高い価額で譲り受けた場合において、その譲受価額と譲受の時ににおけるその農用地の価額との差額に相当する金額について贈与を受けたもの又は贈与をしたものと認められるときの本制度の適用に当たっては、法人が贈与を受けたものと認められるときにはその譲受価額により、法人が贈与をしたものと認められるときにはその農用地の価額により取得があったものとするを明らかにしています。

4 措置法第 66 条の 9 の 6 ~ 第 66 条の 9 の 9 (特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例) 関係

平成 19 年度の税制改正により、内国法人の株主が、組織再編成等により、軽課税国に所在する実体のない外国法人を通じてその内国法人の発行済株式等の 80% 以上を保有することとなった場合には、その外国法人が留保した所得を、その持分割合に応じて、その外国法人の株主である内国法人の所得に合算して課税するという制度（いわゆるコーポレート・インバージョン対策合算税制）が創設されました。

なお、その外国法人が、内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（いわゆる外国子会社合算税制）の対象となる場合には、その外国法人に留保された所得に本制度の適用はありません。

特殊関係株主等である内国法人の特定外国法人に係る所得の課税の特例（措通 66 の 9 の 6 - 1 新設）

本通達においては、課税対象留保金額の計算など、本制度の規定の適用については、いわゆる外国子会社合算税制に係る取扱いに準じて取り扱うことを明らかにしています。

5 措置法第 68 条の 2 の 3（適格合併等の範囲に関する特例）関係

平成 19 年度の税制改正により、特定支配関係がある内国法人間で行われる三角合併等のうち、軽課税国に所在する実体のない外国親法人の株式を対価とするものは、合併法人等に事業活動の実態が認められる等一定の要件を満たす場合を除き、適格合併等に該当しないこととする制度が創設されました。

なお、特定支配関係とは、一方の内国法人が他方の内国法人の発行済株式等の 50% 超を直接又は間接に保有する等一定の関係をいいます。

名義株がある場合の特定支配関係の判定（措通 68 の 2 の 3 - 1 新設）

本通達においては、一方の内国法人と他方の内国法人との間に特定支配関係があるかどうかの判定上、株主等が単なる名義人であって、その株主等以外の者が実際の権利者である場合には、その実際の権利者が保有するものとして判定することを明らかにしています。